

今月のテーマ

教育における合理的配慮

―障害者差別解消法施行のなかで―

本年4月1日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行しました。この法律は、障害によるあらゆる形態の差別を解消することを目的としており、「合理的配慮」の不提供も差別だとしています。

「合理的配慮」の提供は、公立学校でも義務づけられています（私立学校は努力義務）。

この間の動向

日本政府は2015年2月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定し、文部科学省は同年11月に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を告示しました。「対応指針」は民間事業

者（私立学校）を対象とします。

障害者差別解消法の第9条では、行政機関の長（教育分野では文部科学大臣）等が「国等職員対応要領」を定める義務を規定していますが、施行を迎えた現段階においても、文部科学大臣はこれを示していません。また、公立学校が直接的に基づくことになるのは、地方公共団体の機関の長が努力義務として定める「地方公共団体等職員対応要領」です。

具体的な要領が定められないなかで施行を迎え、戸惑いがあるのではないかと危惧します。

学校における「合理的配慮」の定義

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」に設置された「合

理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ」が2012年2月に報告した「学校における『合理的配慮』の観点」を見てみましょう。

ワーキンググループ報告は、学校における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに對し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」だとしています。また、「学校教育においてこれまで行われてきた配慮を：『合理的配慮』の観点として改めて整理した」とも述べています。そして、従来の特別支援教育が対象としている障害種（10障害）ごとに、「合理的配慮」のあり方を例示しています。

しかし、障害者差別解消法や先の基本指針、対応指針では、対象とする「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）」その他の心身の機能障害：がある者であつて、障害及び社

会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」としています。ですので、学校における「合理的配慮」の提供に関しては、特別支援教育制度が「場」に応じて対象とする障害種・程度を限定してきた、いわゆる「制限列挙」が原則的には廃されているととらえることができます。

教育行政は、特別支援教育は特殊教育時代の「場に応じた」対応から、「障害のある幼児児童生徒」の「一人一人の教育的ニーズ」への対応に転換したと言っています。が、実際には特別支援学校・学級などの教育形態ごとに障害種・程度による制限を設け、子どもたちが受けられる教育的対応に濃淡をつけてきました。そして、教育形態ごとに規定している対応以外は範疇外だとしてきました。ですが、教育現場では範疇外だからと、子どもたちへの対応を行わないわけにはいきません。そのため、それらは制度的基盤をもたないまま、教職員の「善意」や「裁量」で行われてきました。このことが教職員の負担になってきました。しかし今後、それらが「合理的配慮」として、「一人一人の教育的ニーズ」から出発し、制度的

基盤をもって教育行政の公的責任において提供される可能性が拓けました。このことは、子どもたちの教育権を実質的に保障していく上で、大きな意味をもちます。

「合理的配慮」に制限を設けさせない

ワーキンググループ報告は、「障害のある子どもに対する支援」を「基礎的環境整備」と「合理的配慮」に切り分けています。「合理的配慮」は「基礎的環境整備」の状況に左右されます。

現在、特別支援学校・学級の在籍者は急増しており、また通常学級において「特別」な支援を求め

る子どもたちも増えています。特別支援学校の過密・過大化は深刻で、子どもたちの安全さえ保障できない事態も生じています。そもそも「基礎的環境整備」が不十分なのです。しかし、教育行政は「基礎的環境整備」の根本的な充実に方向を示していません。それどころか、「基礎的環境整備」に對しても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある」と制限を設けています。

もともと、「障害のある子どもに対する支援」を、機械的に「基礎的環境整備」「合理的配慮」に

切り分けることに無理があります。どちらか片方を充実させればいいというものではありません。子どもたちの教育権を保障するためには、根本的な教育条件の拡大・充実が必要なのです。たとえば、現在深刻な状況にある特別支援学校の過密・過大化を解消すれば「合理的配慮」を提供しなくてもいいわけではありませ

んし、「合理的配慮」の提供を理由に、特別支援学校の増設をしなくていいものでもありません。上述のように、教育行政は「学校教育においてこれまで行われてきた配慮を：『合理的配慮』として整理しています。これまで障

*

子どもは無条件に「教育を受ける権利」の主体者であり、教育行政はその権利を「享有・行使すること」を確保する「ために、あらゆる教育条件整備を行う義務をもっています。従って、教育における「合理的配慮」の提供は、「均衡を失した又は過度の負担」という制限が本来はそぐわないものです。また、「合理的配慮」の提供は、教育環境の充実と引き替えに行われるものでもないのです。

児嶋芳郎（こじま よしお）

広島都市学園大学

▲学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮の例

視覚障害	見えにくさからの学習上又は生活上の困難を改善・克服する配慮（座席を前にする、教材や掲示物の明確なコントラストや文字サイズの配慮、分かりやすい板書、採光の調整、見えやすい用具（太字のペン、表示が大きなものさしなど）や視覚補助具（弱視レンズ、拡大読書器など）の活用） 見えないことからの学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を個別に行うと共に学習活動に活用する（触察や点字、空間概念、白杖を使った歩行などの指導）
自閉症・情緒障害	自閉症の行動上の特性である、適切な対人関係形成の困難さ、言語発達の遅れや異なった意味理解、手順や方法に独特のこだわりなどがあることを理解し、配慮した指導を行う。過去の不快な体験を思い出してパニックなどを起こすなどの自閉症の独特の心理特性を理解し、配慮した指導を行う。
知的障害	学習や生活に必要で実際の技術や態度を身に付けられるよう配慮する。（注意深く聞くことや板書などを注視することなど、着替えや持ち物の管理など） 将来の職業生活などに必要な指導を行う。（作業活動、公共機関や交通機関の利用など） 知的障害に伴う認知上の課題（記憶することや文字、形を見分けることが困難など）や身体運動上の課題（ぎこちない動きや微細な作業ができないなど）、情緒の安定に関する課題（興奮しやすい、極端な自信喪失など）に對応した指導を行う。